

庄内町教育委員会議事録

令和3年第8回定例会

令和3年7月28日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 令和3年第8回定例会 議事録

- 1 会議日程 令和3年7月28日(水)
 - 開会 午後3時00分
 - 閉会 午後4時05分
- 2 会議場所 庄内町役場 A棟 委員会室1
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
令和3年第7回定例会議事録
 - 3 報告
 - (1) 経過報告【資料1】
 - (2) その他
 - 4 付議事件
 - 日程第1 議案第29号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
 - 日程第2 議案第30号 令和4年度使用庄内町立小学校、中学校及び特別支援学級教科用図書の採択について
 - 5 協 議
 - (1) 庄内町公民館設置及び管理条例の一部改正について【資料2】
 - (2) 庄内町立図書館設置及び管理条例の一部改正について【資料3】
 - (3) 庄内町前田野目農村運動公園設置及び管理条例の設定について【資料4】
 - (4) 庄内町育英資金貸付基金条例施行規則の一部改正について【資料5】
 - (5) 庄内町立学校施設利用条例施行規則の一部改正について【資料6】
 - (6) 庄内町立学校プール利用管理規則の一部改正について【資料7】
 - (7) 庄内町立学校プール利用に関する要綱の廃止について【資料8】
 - 6 その他
 - (1) 第9回教育委員会定例会の開催について
日時：令和3年8月25日(水)午後2時00分
場所：役場 B棟 2階 会議室1
 - (2) その他
 - 7 閉 会
- 4 出席者

教育長	菅原 正志
教育委員	梅木 均 (第一職務代理者)
教育委員	太田 ひろみ (第二職務代理者)
教育委員	齊藤 雅子
教育委員	飯淵 義晃
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴人 なし
- 7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者

教育課長	佐藤 秀樹
社会教育課長	鶴巻 勇
社会教育課長補佐兼社会教育係長	阿部 浩
指導主事	高橋 一枝
指導主事	富山 裕二

教育課主査兼学校給食共同調理場所長 荒木 美紀
 教育課主査兼学校教育係長 渡部 恵子
 教育課主査兼教育施設係長 日下部 洋一
 社会教育課主査兼図書館係長 佐藤 晃子
 社会教育課主査兼文化スポーツ推進係長 堀 純子
 教育課長補佐兼教育総務係長 佐藤 正芳

開 会	(午後3時00分)
教育長	令和3年第8回庄内町教育委員会定例会を開会いたします。2議事録承認 令和3年第7回定例会議事録承認について、何かお気づきの点があればお願いします。
太田委員	議事録2ページ目の中ほどの学校教育係長の発言欄で「ハードルが低くなっており。」とあるが、ここは句点ではなく読点ではないのか。
教育長	読点に修正します。そのほかありますか。議事録はよろしいですか。それでは3報告に移ります。 (1) 経過報告 説明をお願いします。
教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	7月9日の駅伝選考会については、余目中学校の女子が優勝、男子が2位、立川中学校の男子が3位と良い成績を収めております。 質問等ありますか。 無ければ、報告(2) その他 何かありますか。
教育長	無ければ、付議事件日程第1議案第29号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について を議題とします。説明をお願いします。
教育課長補佐	(資料に基づき説明する。)
教育長	質問ありますか。 無ければ、議案第29号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について 原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第29号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については原案のとおり可決されました。続いて日程第2議案第30号 令和4年度使用庄内町立小学校、中学校及び特別支援学級教科用図書採択について を議題とします。説明をお願いします。
富山指導主事	(資料に基づき説明する。)
教育長	質問ありますか。 無ければ、議案第30号 令和4年度使用庄内町立小学校、中学校及び特別支援学級教科用図書採択について 原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第30号 令和4年度使用庄内町立小学校、中学校及び特別支援学級教科用図書採択については原案のとおり可決されました。続いて5協議(1) 庄内町公民館設置及び管理条例の一部改正について 説明をお願いします。
社会教育課長補佐	(資料に基づき説明する。)
教育長	質問ありますか。
太田委員	地区学区公民館がコミュニティセンターに変わって、中央公民館は残る。中央公民館の仕事の内容は何なのか。

社会教育課長補佐	青少年の体験活動、家庭教育・生涯学習の推進等に関する町全域にわたる事業、また社会教育活動に関する情報及び資料の収集、情報提供といった事項が中央公民館の業務となる。
教育長	他に質問ありますか。無ければ（１）庄内町公民館設置及び管理条例の一部改正について の協議を終わります。続いて（２）庄内町立図書館設置及び管理条例の一部改正について 説明をお願いします。
図書館係長	（資料に基づき説明する。）
飯淵委員	指定管理される施設に分館が入るので指定管理者制度を導入するのか。または、他に理由があるのか。
社会教育課長	図書館分館は現在狩川公民館で町直営により運営しております。この狩川公民館は来年度から地域運営組織を立ち上げ指定管理者制度による運営する方向で調整しているところです。その地域の方々との話し合いの中で、これまで公民館でやっていた業務は引き続き指定管理者から受けていただくことで進んでいるところです。また、今回の条例改正による指定管理者制度については図書館の本館と分館の区分なく、どちらにも導入することが可能となるつくりとなっておりますが、今回は、分館に指定管理者制度を導入する目的で改正するものとご理解いただきたい。
飯淵委員	今回の資料を見た時に、分館のためにとということが見えなかった。
社会教育課長	条例の規定方法として、本館又は分館と限定する記載にはなっていない。あくまでも制度として導入するか、しないかを選択できるものとなっております。
教育長	他に質問ありますか。無ければ（２）庄内町立図書館設置及び管理条例の一部改正について の協議を終わります。続いて（３）庄内町前田野目農村運動公園設置及び管理条例の設定について 説明をお願いします。
文化スポーツ推進係長	（資料に基づき説明する。）
教育長	質問ありますか。
飯淵委員	名称を決めたのは担当課なのか。公募はしないのか。
文化スポーツ推進係長	指定管理の予定である地元の団体との話し合いの中で決めたものです。
教育長	他に質問ありますか。無ければ（２）庄内町立図書館設置及び管理条例の一部改正について の協議を終わります。続いて（４）庄内町育英資金貸付基金条例施行規則の一部改正について から（７）庄内町立学校プール利用に関する要綱の廃止について までを一括して説明をお願いします。
教育課長補佐	（資料に基づき説明する。）
教育長	質問ありますか。 無ければ、（４）庄内町育英資金貸付基金条例施行規則の一部改正について から（７）庄内町立学校プール利用に関する要綱の廃止について までの協議を終わります。 続いて６その他 第９回教育委員会定例会については８月２５日（水）午後２時から を提案させていただきますが如何でしょうか。
委員	「了解」の声あり
教育長	８月２５日（水）午後２時から と決定します。よろしくお願いたします。続いて（２）その他 何かありますか。
教育課長	（新型コロナウイルスワクチン接種について資料に基づき説明する。）
教育長	質問ありますか。 無ければ、その他ありますか。無いようでしたら以上をもちまして令和３年第８回教育委員会定例会を終了します。